

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 26 年 3 月 27 日消 防 庁

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(案)に対する意見募集の結果及び 省令の公布

消防庁では、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する省令(案)等の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令を公布しました。

1 制定内容

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令は、消防法施行令第29条の4第1項の規定に基づき、床面から天井までの高さが10メートル以下であること等の要件を満たした特定駐車場において、消防法施行令第13条及び第15条の規定により設置し、及び維持しなければならない泡消火設備に代えて特定駐車場用泡消火設備を用いることができることとし、当該特定駐車場用泡消火設備に関し、必要な事項を定めるものです。

2 意見募集の結果

省令案について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、 意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令を公布しました。

○ 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成26年総務省令第23号)





(事務連絡先)

消防庁予防課

(担当:吉村補佐、青島)

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に 供する設備等に関する省令について (概要)

消防庁予防課

【概要】

駐車場に設置される泡消火設備について、従来の泡消火設備(令第 13 条に規定されるもの)に代え、閉鎖型泡水溶液ヘッドを用い、火災が発生した部分にのみ泡水溶液を放射する設備が実用化されている。

当該設備について、性能鑑定に基づく令第32条の適用による設置及び消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等としての設置により、相当数の知見が蓄積されてきたことから、令第29条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として必要な技術基準を制定するものである。

【制定の経緯】

当該設備については、平成24年3月末時点で、性能鑑定に基づく消防法施行令第32条の適用による設置が481件、消防法第17条第3項に基づく特殊消防用設備等として総務大臣の認定により設置されたものが10件あり、相当数の知見が蓄積されてきた。

これを受け、平成22年に、一般則化するために必要な要件等が有識者により 検討され、平成22年3月に「新技術を用いた性能規定化に関する作業部会報告 書」においてとりまとめられた。

平成23年には、関係業界から意見を聴取しながら検討をさらに進め、感知性能(感知すべき小火源における感知ができる設置範囲、想定される大火源における開放個数)、消火性能(想定される大火源における消火能力)に区分して性能を確認し、平成24年には、「消防用設備等の技術基準のあり方に係る有識者会議」において、駐車場の想定火災における燃料漏えい量に係る検討、及び閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備の検証試験方法に係る検討を行い、一定の結論を得た。

以上を踏まえ、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備について、令第 29 条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性 能を有する設備等として必要な技術基準を制定する。

【施行期日】公布の日

【特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(案) についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	感熱継手と一斉開放弁それぞれに接続できる開放型ヘッドの数が異なるのはおかしい。2個または4個に合わせるべきではないか。	消防法施行令第 29 条の4に規定する 必要とされる防火安全性能を有する消防 の用に供する設備等は、過去の蓄積された 知見に基づき新たに規定するものである ことから、特定駐車場用泡消火設備につい ても、既に実用化されている設備の例をも とに、一の感知継手及び一斉開放弁に接続 できる開放型ヘッドの数はそれぞれ2以 下及び4以下と規定しています。
2	電気自動車やハイブリッド自動車などに対する有効性を明らかにして欲しい。	技術基準のあり方に係る有識者会議において、電気自動車における火災の発熱速度等については、ガソリン車とほぼ同等であると報告されています。 なお、駐車場における車両火災としては、①燃料漏洩によるもの(油火災)、②車室内の可燃物が燃焼するもの(普通火災)③隣接車両等から延焼するものが想定されますが、特定駐車場用泡消火設備はいずれの火災に対しても火災の拡大を初期に抑制する性能を有しています。
3	火災感知用ヘッドは、閉鎖型泡水溶液 ヘッドと同様の構造や性能を有してい れば良いのか。	消防法施行規則第18条第4項第10号イ に規定する火災感知用ヘッドと同様の扱 いとなります。
4	泡ヘッドの機器自体の基準と、同じく 泡ヘッドの火災消火性能の基準が示さ れていない。市販の泡ヘッドであれば種 類を問わず何でも設置して良いか。	消防法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に 規定する泡ヘッドと同様の扱いとなります。
5	① 大型自動車を主に駐車するような場所であっても、その部分が今回定められる「特定駐車場」の要件を満たしていれば、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備を設置することは問題ない	① 従前から大型自動車と普通自動車を区別せず、普通自動車をもって性能について検証を行っていることから、特定駐車場用泡消火設備においても同様としています。

か?

- ② 閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた 泡消火設備には、手動式の起動装置を設 ける必要はないか?自動式の起動装置 のみを設ければ問題ないのか?
- ③ 閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた 泡消火設備に、送水口を設けることは問 題ないか?
- ④ 第2条第1号に「床面から天井までの高さが十メートル以下の部分」とあるが、その中の「天井までの高さ」の文言を「集熱板までの高さ」と読み替えて対応することは問題ないか?もしそれが、不可ということであれば、消防法施行規則第13条の2第4項第1号ハ中「ヘッドの取付け面」の文言を「集熱板」と読み替えて対応することも不可と考えてよろしいか?
- ⑤ 第2条第1号に「床面から天井まで の高さが十メートル以下の部分」とある が天井までの平均の高さと解釈してよ ろしいか?

- ② 特定駐車場用泡消火設備に用いられる閉鎖型泡水溶液ヘッドは、熱を感知し泡水溶液を放射する機構となっていることから、手動式の起動装置等は不要です。
- ③ 特定駐車場用泡消火設備は、水を単独で放射するものではなく、泡消火薬剤と水を混合し、泡水溶液として放射する設備であり、必要な消火剤量及び水源水量はあらかじめ確保する必要があることから、送水口は不要です。
- ④ 天井を集熱板と読み替えての対応はできません。

⑤ 平均の高さではなく、全ての地点における最高の高さとなります。

〇総務省令第二十三号

消 防法 施行令 (昭和三十六年政令第三十七号)第二十九条の四第一項の規定に基づき、 特定駐車場に におけ

る必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供 する設備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

特 定 駐 車 · 場 に おけ る必要とされる防火安全性能を有する消防 0 用 に供する設備 等に 関 する省令

(趣旨)

第 条 この 省令 は、 消 防 法 施 行 令 (昭 和三十 六年政令第三十七号。 以 下 「令」という。 第二十九 条 0 兀

第 項 0) 規 定に基づ き、 特 定 駐 車 場 に お け る 必 要とされる防 火 安全 性 能 を有す る消 防 の用 に供 する設 備 等

同 項 E 規 定す るも \mathcal{O} を 1 う。 以下同 ľ に関 し、 必要な 事 項を定め るも 0) とする。

(用語の意義)

第二 条 こ の 省令 に お ١ ر て、 次の各号に掲げる用語 0 意義 は、 当該各号に定めるところによる。

特 定駐 車場 令別表第一に掲げる防火対象物 0 駐車 の用に供される部分で、次に掲げるものをいう。

1 当 該 部 分の 存 す Ś 階 **全** 上 部分を含み、 駐 車 するす べべ て \mathcal{O} 車 両 が 同 時 12 屋 外 に 出ることが できる 構

造 \mathcal{O} 階 を除 <_ に お け る当該 部 分 \mathcal{O} 床 面 積 が 地 階 又 は二 階 以 上 \mathcal{O} 階 に あ 0 て は二 一 百 平 方 メ] 1 ル

ち、 床 面 か 5 天 井 ま で 0) 高 さが + メ] 1 ル 以下 \mathcal{O} 部 分

以

Ĺ

階

に

あ

0

て

は

五.

百

平

方

メ

1

ル

以

上

屋

上

部

分に

あ

って

は

三百

平

方

メ

]

1

ル

以

上

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

のう

口 昇 降 機 等 \mathcal{O} 機 械 装 置 に ょ り 車 両 を 駐 車 ż せ る 構 造 0 ŧ 0) で、 車 両 0) 収 容 台数 が · 十 以 上の ŧ 0 のうち、

床 面 か 5 天 井 ま で \mathcal{O} 高 さが + メ 1 ル 以 下 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

特 定 駐 車 場 用 泡 消 火 設 備 特 定 駐 車 場 に お け る 火 災 \mathcal{O} 発 生を 感知 Ļ 自 動 的 に 泡 水 溶 液 泡 消 火 薬 剤

と 水 لح \mathcal{O} 混 合 液 を 7 う。 以 下 同 r. を 圧 力 に ょ ŋ 放 射 L 7 **当** 該 火 災 \mathcal{O} 拡 大 を 初 期 に 抑 制 す る た 8) \mathcal{O} 設

備をいう。

三 単 純 型 亚 面 式 泡 消 火 設 備 第 号 1 に 規 定 す る 特 定 駐 車 場 **全** 降 機 等 \mathcal{O} 機 械 装 置 に ょ り 車 両 を 駐 車 さ

せ る 構 造 \mathcal{O} 部 分 を 除 く。 以 下 亚 面 式 特 定 駐 車 場 と 1 う。 12 お 1 7 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K (特 定 駐

車 場 に 用 1 る ス プ リン クラー ^ ツ F で あ 0 て、 火災 \mathcal{O} 熱 に ょ ŋ 作 動 Ļ 圧 力 に ょ ŋ 泡 水 溶 液 を 放 射 す る

ŧ \mathcal{O} を 7 う。 以 下 同 U. を用 V) る 特 定 駐 車 場 用 泡 消 火設 備 (次号 か ら第 七 号まで に 撂 げ る ŧ 0 を除

く。)をいう。

兀 感 知 継 手 開 放 ^ ツ ド 併 用 型 平 面 式 泡 消 火 設 備 亚 面 式 特 定 駐 車 場 に お 1 7 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ ド 開

放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K 特 定 駐 車 場 に 用 11 る ス プ リン クラ ^ ツ F で あ 0 て、 感熱: 体 を有 L な 1 ŧ \mathcal{O} を 1

う。 以 下 同 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\smile}$ 及び 感 知 継 手 火 災 \mathcal{O} 感 知 と 同 時 12 内 蔵 す Ź 弁 体 を 開 放 し、 開 放 型 泡 水 溶 液 ツ ド 又

は 泡 ^ ツ F (消 防 法 施 行 規 則 昭 和 三十 六 年 自 治 省 令 第 六 号。 以 下 規 則 と V > う。 第 + 八 条 第 項

第 __ 号 に 規 定 す る 泡 ツ F を 1 う。 以 下 同 ľ に 泡 水 溶 液 を 供 給 す る 継 手 を 7 う。 以 下 同 $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\cup}}$ を 用

1 る 特 定 駐 車 場 用 泡 消 火 設 備 を 7 う。

ツ

K

及

び

感

知

継

手

を

用

1

る

特

定

駐

車

場

用

泡

消

火

設

備

を

1

う。

五. 感 知 継 手 泡 ツ ド 併 用 型 亚 面 式 泡 消 火 設 備 平 面 式 特 定 駐 車 場 に お 7 7 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ツ Ĭ, 泡

六 斉 開 放 弁 開 放 ^ ツ K 併 用 型 亚 面 式 泡 消 火 設 備 平 面 式 特 定 駐 車 場 に お 1 て 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ F

開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K 火 災 感 知 用 \sim ツ K 規 則 第 + 八 条 第 兀 項 第 + 号 1 に 規 定 す る 火 災 感 知 用 ツ K

を 1 う。 クラー 以下 ^ ツ 同 ド $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\cup}}$ を V 1 閉 閉 鎖 型 鎖 型 ス プ ス プ IJ リンクラー ン ク ラ \sim ^ ツ ツ F. ド \mathcal{O} 規 技 則 術 第 上 十三 \mathcal{O} 規 条 格 \mathcal{O} を 定め 第 る 項 省 に 令 規 定 (昭 す 和 る 兀 閉 + 鎖 年 型 自 ス 治 プ

省令第二号) 第二条第 号に 規 定す る 標 準 型 ^ ツ K 同 条 第一 号 の 二 に · 規 定 す る 小 区 画 型 ^ ツ K を 除

に 限 る。 以 下 同 U. 及 び __ 斉 開 放 弁 (令第三十 七条第 + 号に 規定する 斉 開 放 弁 を 1 う。 以

下 同 を用 1 る 特 定 駐 車 場 用 泡 消 火 設 備 を う。

七 斉 開 放 弁 泡 ^ ツ ド 併 用 型 亚 面 式 泡 消 火 設 備 平 面 式 特 定 駐 車 場 に お 1 7 閉 鎖 型 泡 水溶 液 ツ ド 泡

ツ Ľ, 火 災 感 知 用 ^ ツ ド 閉 鎖 型 スプリン クラ ^ ツ ド 及 び 斉 開 放 弁 を 用 1 る 特 定 駐 車 場 用 泡 消 火

設備をいう。

八 機 械 式 泡 消 火 設 備 第 --- 号 に 規 定 す Ź 特 定 駐 車 場 \mathcal{O} うち、 昇 降 機 等 \mathcal{O} 機 械 装 置 に ょ ŋ 車 両 を 駐 車 さ せ

る 構 造 \mathcal{O} 部 分 以 下 機 械 式 特 定 駐 車 場」 と 7 う。 に お 1 7 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 \sim ツ ド 開 放 型 泡 水 溶 液

ツ F 泡 ツ ド 火 災 感 知 用 ツ ド 閉 鎖 型 スプ IJ ン ク ラ] ^ ツ ド 斉 開 放 弁 及 び 感 知 継 手 を 用 1

る特定駐車場用泡消火設備をいう。

九 流 水 検 知 装 置 流 水 検 知 装 置 \mathcal{O} 技 術 上 \mathcal{O} 規 格 を定 8 る 省 令 昭 和 五. + 八 年 自 治 !省令! 第二 号) 0 規 定に

適合する流水検知装置をいう。

+ 有 効 感 知 範 囲 消 防 庁 長 官 が 定 \Diamond る試 験方法 に お 1 7 閉 鎖 型泡水 溶 液 ツド、 感 知 継 手、 火災感 知 用

ツ ド 及 び 閉 鎖型スプ リン クラーヘッド が 火災 \mathcal{O} 発生を有効に感知することができる範囲とし て確認さ

れた範囲をいう。

+ -有効 放 射 範 囲 消防庁長官が定める試験方法において閉鎖型泡水溶液ヘッド、 開放型泡水溶 液 ^ ツ

ド 及 び泡 ツ ド カゝ ら放射する泡水溶液によっ て有効に消火することができる範囲とし て確認された範囲

をいう。

+ = 有効警戒 範 囲 前二号に規 定する設備 \mathcal{O} 有 効 感 知 範 囲 及び有効 放 射 範 囲 が 重 一複す る範囲 をいう。

泡消 火設 備 に 代えて用いることができる特 定 駐 車 . 場 用 泡 消 火 設 備

第三条

特

定

駐

車

場

に

お

V >

て、

令第十三条及び

第

+

五.

条

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

設置

Ļ

及 び

維

持

L

な

け

れ

ば

な

5

な

泡 消 火 設 備 に 代 えて用い ることができる必要とされる防 火安 全 性 能 を有 する 消 防 \mathcal{O} 用 に 供 す Ź 設 備 等 は

特定駐車場用泡消火設備とする。

単 純 型 平 面 式 泡 消 火設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維持 に 関 す Ź 技 術 上 0) 基 準)

第 四 条 単 純 型 平 面 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設置 及 び 維 持 に 関 す る 技術 上 \mathcal{O} 基 潍 は、 次 \mathcal{O} 各号に定めるところによる。

閉 鎖 型型 泡水 溶液 ヘツ K は、 規 別第 十三条の二第四項第 号イ からニまでの 規定に準じて設けることと

するほか、次に定めるところによること。

1 閉 鎖型泡水溶液ヘッド は、 その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定

める標示温度を有するものを設けること。

三十九度以上六十四度未	三十九度未満	取り付ける場所の最高周囲
満		温 度
七十九度以上百二十一度未満	七十九度未満	標示温度

口 閉 鎖 型泡 水 溶 液 ヘッドは、 防 護 政対象物 **当** 該 消 火設備 によって消 火すべ き対・ 象物 をいう。 以下同

 \mathcal{O} すべ て \mathcal{O} 表 面 が 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ッド \mathcal{O} 有 効警 戒 範 井 内 に 包含できるように 設けること。

水源 \mathcal{O} 水 量 は、 次の 1 及び 口 に定 \Diamond る 量 \mathcal{O} 泡 水 溶 液 を作 るに 必要、 な 量以 上 を確 保すること。

1 ツ ド 消 の最大個数(以下「最大開放個数」という。 防 庁 長官が定め る 試 験 方 法に お いて 火 災 \mathcal{O} 発生 一時 又は次の式により求められる閉鎖型泡水溶液 に 開放することが 確 認された閉 鎖型 泡水溶液 ^ ツ

K 0) 個 数 のうち いず 'n か大きい 個 数 (当該 個 数 が 八 以下 0) 場合にあ っては、 八 の 閉 鎖型泡水溶液

ツ ド を 同 時 に 開放した場合に、 泡水溶液を十分間 放射することができる量

 $N = 10 \times (2.3)^2 + r^2$

r は、 閉鎖型泡水溶液 ヘッド · の有: 勃感知: 範囲 \mathcal{O} 半径 (二以上の種 類 の閉鎖型泡水溶液ヘッドを用

いる場合にあっては最小の半径に限る。)(単位 メートル)

N は、 閉 鎖 型泡 水 溶液 ^ ツ ド \mathcal{O} 個 数 (小数点 以下は 切り上げる。 (単位 個)

ロ 配管内を満たすに要する泡水溶液の量

三 流水検知装置は、次に定めるところによること。

1 流 水 検 知 装 置 \mathcal{O} 次 側 (流 水検 知 装置 0) 流 入側 で弁 体 にまでの 部 分を いう。 以下 同 ľ に は、 圧

力計を設けること。

口 流 水 検 知 装 置 の 二 次 側 (流 水検 知 装 置 カン 5 \mathcal{O} 流 出 側 で 弁 体 か 5 \mathcal{O} 部 分を いう。 以 下 同 r. に圧 力

 \mathcal{O} 設 定 を 必要とする特 定 駐 車 · 場 用 泡消 火 設 備 に あ 0 て は 当 該 流 水 検 知 装 置 0 圧 力設定値よりも二次

側 \mathcal{O} 圧 力が低下した場合に自動的 に 警報を発する装置を設けること。

ハ 流 水 検 知 装 置 の 二 次 側 は 泡 水溶 液 を満 たし た状況 態とすること。

兀 単 純 型 平 面 式 泡 消 火 設 備 に 併 せて 自 動 火 災 報 知 設 備 を設置する場合 に は、 当該 設 備 \mathcal{O} 感 知 器 は、 火災

報 知 設 備 \mathcal{O} 感 知 器 及 び 発 信 機 に 係 る技 術 上 \mathcal{O} 規 格 を定める省令 (昭 和 五. 十 六 年自治 省令第十 七 に

適 合する ŧ \mathcal{O} を 規 則 第二十三条 第四 項 \mathcal{O} 規 定 に · 準 Ü て 設けること。

五. 泡 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 貯 蔵 量 は、 第二 号イ に 定 8 る 泡 水 溶 液 \mathcal{O} 量 に、 消 火 に 有 効な泡を生成するために適 L

泡 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 希 釈 容 量 濃 度 を 乗 じて 得 た 量 以 上 \mathcal{O} 量 とすること。

剤 貯 所 び 加 圧 送 水 装 置 は 点 利 で、 火災 による被

検

に

便

等

 \mathcal{O}

災

害

害

を受

ける

お

そ

れ

た

六

泡

消

火

薬

 \mathcal{O}

蔵

場

及

が 少 な く か つ、 当該 泡 消 火 薬 剤 が 変 質 す る お そ れ が 少 な V 箇 所 に 設 け ること。 ただし、 保 護 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O}

有 効 な 措 置 を 講じ たときは \mathcal{O} 限 ŋ で な 1

七 呼 水 装 置 非 常 電 源 及 び 操 作 口 路 \mathcal{O} 配 線 は 規 則 第 十二条第 項第三号 の 二 、 第四号及び 第五 号 の 規

定 \mathcal{O} 例 に ょ ŋ 設 け ること。

八 配 管 は、 規 則 第 十 二 一条第 項 第六 号 0 規 定 に 準 Ü 7 設けること。

九 加 圧 送 水装 置 は、 規 則 第 + 八 条第 匹 |項第 九号 0 規定に準じて設けること。

+ 起 動 装 置 は 自 動 火 災 報知設 備 \mathcal{O} 感 知 器 \mathcal{O} 作 動 又 は 流 水 検知装置若 L くくは 起 動 用水 圧 開閉 装置 0 作 動

と 連 動 L 7 加 圧 送 水装置、 を起動することができるものとすること。

+ 自 動 警報 装置 は、 規則第十 八条第四項第十二号の規定に準じて設けること。

十 二 泡消 火 薬剤 混 合装置 は、 規 則第 十八条第四]項第十 -四号の 規定に準じて設けることとするほか、 消火

に 有 効な泡を生 成するために 適 した 泡水 溶 液 を混 合することができるものとすること。

十三 規 則 第十二条 第一 項第八 号 \bigcirc 規 定は、 単 純 型平 面 式泡消火設備 に つ V 7 準 用すること。

十四四 泡 消 火 薬 剤 貯 蔵 槽 加 圧 送 水装 置、 非 常 電 源 配 管 等 は 規 則 第 十二条 第 項 第 九号に規定する措置

を講じること。

十 五 単 純 型 平 面 式 泡消 火 設 備 \mathcal{O} 配管 \mathcal{O} 末 端 12 は、 流 水 検 知 装置 \mathcal{O} 作 動 を試 験 するため 0 弁を 規則 第 + 兀

条第五号の二の規定に準じて設けること。

感 知 継 手 開 放 ^ ツ K 併 用 型 平 面 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 に 関 す Ź 技 術 上 \mathcal{O} 基 準

第 五 条 感 知 継 手 開 放 ^ ツ K 併 用 型 平 面 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 に 関 す Ś 技 術 上 \mathcal{O} 基 準 は、 前条 (第一

号 口 及 び第二号を除く。) \mathcal{O} 規定 の例 によるほ か、 次の 各号に定めるとおりとする。

閉 鎖 型泡 水溶液ヘッド · 及び 感 知継手は、 次に定めるところによること。

1 感知継手は、 その取り付ける場所の正常時における最高周囲 温度に応じて次の表で定める標示温度

を有するものを設けること。

三十九度以上六十四度未満	三十九度未満	取り付ける場所の最高周囲温度
七十九度以上百二十一度未満	七十九度未満	標示温度

口 閉 鎖型泡 水溶 液ヘッド及び感知 継手は、 防 護対 象物 のす バベての 表 面が閉鎖型泡水溶液 ヘッドの有効

感 知 範 囲 及 び 感 知 継 手 \mathcal{O} 有 効 感知 範囲内に 包含できるよう設けること。

開放型泡水溶液ヘッドは、次に定めるところによること。

1 開 放型 泡 水溶 液 ^ ッド は、 感 知 継 手 \mathcal{O} 開 放に より放射すること。

口 の感知継手に接続する開放型泡水溶 液 ^ ツド の数は二以下とすること。

 \equiv 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 \sim ツ ド 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K 及 び 感 知 継 手 は 防 護 対 象 物 \mathcal{O} 全 て \mathcal{O} 表 面 が 閉 鎖 型 泡

水 溶 液 ^ ツ K \mathcal{O} 有 効 警 戒 範 开 並 び に 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K 及 び 感 知 継 手 \mathcal{O} 有 効 警 戒 範 进 内 に 包 含 できる

ょ う に 設 け ること。

1

前

条

第

号

1

12

定

8

る

量

又

は

次

 \mathcal{O}

(1)

若

L

<

は

(p)

12

定

8

る

個

数

 \mathcal{O}

1

ず

れ

か

大

き

11

個

数

当

該

個

数

が

八

兀 水 源 \mathcal{O} 水 量 は、 次 \mathcal{O} 1 及 び 口 に 定 8 る 量 \mathcal{O} 泡 水 溶 液 を作 るに 必 要 な 量 以 上 を 確 保 す ること。

以 下 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は 八 \mathcal{O} 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K 及 び 感 知 継 手 を 同 時 に 開 放 た 場 合 12 泡 水 溶 液

を $\overline{+}$ 分 間 放 射 す ることが で きる 量

(1)最 大 開 放 個 数 に 最 大 開 放 個 数 12 お け る 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ ド \mathcal{O} 有 効 感 知 範 押 \mathcal{O} 範 囲 内 12 設 け 5

れ る 感 知 継 手 に 接 続 さ れ る 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ F. \mathcal{O} 数 を 加 え、 当 該 範 囲 内 に 設 け ら n た 感 知 継 手 \mathcal{O}

個 数 を 減 ľ た 個 数

(p) 前 条 第 号 1 に 定 \Diamond る 式 に ょ 1) 求 8 5 れ る 個 数 に、 当 該 個 数 12 お け る 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ツ ド \mathcal{O} 有

効 感 知 範 开 \mathcal{O} 範 开 内 12 設 け 5 n る 感 知 継 手 に 接 続 さ れ る 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K \mathcal{O} 数 を 加 え、 当 該 範

囲 内 に 設 け 5 れ た 感 知 継 手 \mathcal{O} 個 数 を 減 じ た 個 数

口 配 管 内 を 満 た す ĺZ . 要す Ź 泡 水 溶 液 \mathcal{O} 量

五. 配 管 は 感 知 継 手 0 _ 次 側 \mathcal{O} うち 金 属 製 \mathcal{O} t \mathcal{O} に は、 亜 鉛 メ ツ 丰 等 に ょ る 防 食 処 理 を施すこと。

感 知 継 手 泡 ^ ツ F 併 用 型 平 面 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 に 関 す んる技 術 上 \mathcal{O} 基 準

号 口 及 び 第二 号 を除 <_ . 並 び に 前 条 第 号、 第 匹 号 及 び 第 五. 号 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に ょ る ほ か、 次 \mathcal{O} 各 号に . 定 8

るとおりとする。

第六

条

感

知

継

手

泡

^

ツ

K

併

用

型

亚

面

式

泡

消

火

設

備

 \mathcal{O}

設

置

及

び

維

持

に

関

す

る

技

術

上

 \mathcal{O}

基

準

は、

第

兀

条

(第

泡 ^ ツ ド は 令 第 + 五 条 第 号 及 び 規 則 第 + -八条: 第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に ょ り 設 置 一する ほ か 次 に 定 め ると

ころによること。

1 泡 ^ ツ ド は 感 知 継 手 \mathcal{O} 開 放 に ょ り 放 射 す ること。

口 \mathcal{O} 感 知 継 手 に 接 続 す る 泡 \sim ツ K \mathcal{O} 数 は ____ 以下とすること。

閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ ド 泡 ^ ツ ド 及 び 感 知 継 手 は 防 護 対 象 物 \mathcal{O} 全 7 \mathcal{O} 表 面 が 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ツド

 \mathcal{O} 有 効 警 戒 範 开 並 てバ に 泡 ^ ツ ド 及 び 感 知 継 手 \mathcal{O} 有 効 警 戒 範 开 内 に 包 含 できる よう に 設 け

斉開 放 弁 開 放 ^ ツ ド 併 用 型 平 面 式 泡消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 に 関 す んる技術 上 \mathcal{O} 基 準)

第七 ~ 条 斉 開 放 弁 開放ヘッド 併 用 型平 面 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 に 関す ,る技術. 上の 基 準 は、 第 四 条

第一 号 口 及び第二号を除く。) \mathcal{O} 規 定の 例 に ょ る ほ か、 次 \mathcal{O} 各 号に定 めるとおりとする。

火災感知用 ^ ツ K - 及び閉 鎖 型 ースプ リン クラー ツ ド (以下「火災感知 \sim ッド · 等 」 という。 は、 次に

定めるところによること。

1 火災感. 知 ^ ツ K 等 は、 そ \mathcal{O} 取 ŋ 付け る場 所 0 正常 時に おける最 高 周 囲 温 度に応じて次の表で定める

標示温度を有するものを設けること。

		取
=		ŋ
+		付
九		け
度	11	る
以	+	場
上	九	所
六	度	\mathcal{O}
十	未	最
四	満	高
度		周
未		囲
満		温
		度
七十九度以上百二十一度未満	七十九度未満	標示温度

口 \mathcal{O} 有 閉 効 鎖 型 感 泡 知 範 水 囲 溶 及び 液 火災感. ツ F 及 知 び 火災 ^ ツ ド 感 等 知 \mathcal{O} ^ 有 ツ ド 効 · 等 感 知 は 範 防 囲 内 護 に包含できるよう設けること。 対 象 物 \mathcal{O} 全 て \mathcal{O} 表 面 が 閉 鎖型 泡 水 溶液 ツド

開 放 型 泡 水 溶 液 \sim ツ ド は 次 12 定 8) るところによること。

1 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ F は 火 災 感 知 ^ ツ K 等 کے 連 動 L た 斉 開 放 弁 \mathcal{O} 開 放 に ょ ŋ 放 射すること。

口 \mathcal{O} 斉 開 放 弁 に 接 続 ず る 開 放 型 泡 水 溶 液 \sim ツ ド \mathcal{O} 数 は 兀 以 下 とすること。

放

三

閉

鎖

型

泡

水

溶

液

 \sim

ツ

ド

開

型

泡

水

溶

液

^

ツ

ド

及

び

火

災

感

知

^

ツ

F

等

は、

防

護

対

象

物

 \mathcal{O}

す

ベ

て

 \mathcal{O}

表

面

が 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ F \mathcal{O} 有 効 警 戒 範 进 並 び に 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ F 及 び 火 災 感 知 ^ ツ ド 等 \mathcal{O} 有 効 警 戒

範 开 内 に 包 含できるように 設 け ること。

兀 水 源 \mathcal{O} 水 量 は、 次 \mathcal{O} 1 及 CK 口 に 定 \Diamond る 量 \mathcal{O} 泡 水 溶 液 を 作 る に 必 要 な 量 以 上 を 確 保 す ること。

1 第 兀 条 第 号 1 に 定 8 る 量 又 は 次 \mathcal{O} (1)若 L < は (p) に 定 8 る 個 数 \mathcal{O} い ず n か 大 き 1 個 数 (当該 個 数 が

八 以 下 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 て は 八 \mathcal{O} 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ ド 及 び 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K を 同 時 12 開 放 L た

場 合 に 泡 水 溶 液 を $\overline{+}$ 分 間 放 射 す る こと が で き る 量

(1) 最 大 開 放 個 数 に、 最 大 開 放 個 数 12 お け る 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ ド \mathcal{O} 有 効 感 知 範 开 \mathcal{O} 範 开 内 に 設 け 5

れ る 最 大 個 数 \mathcal{O} 火 災 感 知 ^ ツ K 等 と 連 動 L 7 開 放 す る 斉 開 放 弁 12 接 続 さ れ る 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ

ド \mathcal{O} 数 を 加 え、 当 該 範 井 内 12 設 け 5 れ た 開 放 型 泡 水 溶 液 \sim ツ K が 接 続 さ れ た 斉 開 放 弁 \mathcal{O} 個 数 を 減

じた個数

(p) 第 兀 条 第二号イ に 定 8 る式 に ょ ŋ 求 \Diamond 5 れ る個 数 に、 当該 個 数 に お け る 閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ K \mathcal{O}

有 効 感 知 範 开 \mathcal{O} 範 拼 内 に 設 け 5 れ る最 大 個 数 \mathcal{O} 火 災 感 知 ^ ツ K 等 と連 動 L て 開 放 す る 斉開 放 弁 に

接 続さ れ る 開 放 型 泡 水 溶 液 ^ ツ ド \mathcal{O} 数を加 え、 当 該 範 井 以 内 12 設 け 5 れ た二以 上 \mathcal{O} 開 放 型 泡 水 溶 液

ツ F 等 が 接 続 さ れ た一 斉 開 放 弁 \mathcal{O} 個 数 を 減 Ü た 個 数

口 配 管 内 を 満 た す ĺZ 要す Ś 泡 水 溶 液 \mathcal{O} 量

五 配 管 は 斉 開 放 弁 \mathcal{O} 次 側 \mathcal{O} う 5 金 属 製 \mathcal{O} t \mathcal{O} に は、 亜 鉛 メ ツ キ 等 に ょ る 防 食 処 理 を施

斉開 放 弁 泡 ツ ド 併 用 型 亚 面 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 U 維 持 に 関 す る 技 術 上 \mathcal{O} 基 準

八条 斉 開 放 弁 泡 ^ ツ K 併 用 型 平 面 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 12 関 す る 技 術 上 \mathcal{O} 基 準 は 第 兀 条 第

第

号 口 及 び 第二 号を除 並 び に 前 条 第 号、 第 兀 号 及 び 第 五. 号 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に ょ る ほ か 次 \mathcal{O} 各 号 に 定

めるとおりとする。

泡 、ツド は、 令 第十 -五条第 号及 び 規 則 第 + 八条第一 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 例 に より 設置 しする ほ カン 次に定めると

ころによること。

1 泡 ^ ツ ド は、 火 災 感 知 ^ ツ ド 等 لح 連 動 L た 斉 開 放 弁 \mathcal{O} 開 放 に ょ り 放 射 すること。

口 \mathcal{O} 斉 開 放 弁 に 接 続 す Ś 泡 ^ ツ ド \mathcal{O} 数 は 兀 以 下とすること。

閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ^ ツ ド 泡 ^ ツ ド 及 び 火 災 感 知 ^ ツ F 等 は、 防 護 対 象物 \mathcal{O} すべ 7 \mathcal{O} 表 面 が 閉 鎖 型 泡水

溶 液 ツ ド \mathcal{O} 有 効警 戒 範 井 並 び に 泡 ツ F 及 び 火 災 感 知 ツ K 等 \dot{O} 有 効警 戒 範 井 内 に 包含できるように

設けること。

機 械 式 泡 消 火 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 12 関 す る 技 術 上 \mathcal{O} 基 準)

第九

条

機

械

式

泡

消

火

設

備

 \mathcal{O}

設

置

及

び

維

持

に

関

す

る

技

術

上

 \mathcal{O}

基

準

は、

第

兀

条

か

5

第

八

条

ま

で

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る

ほ か 車 両 を 駐 車 さ せ る 昇 降 機 等 \mathcal{O} 機 械 装 置 \mathcal{O} 作 動 又 は 車 両 \mathcal{O} 駐 車 に ょ り 破 損 す る お そ n \mathcal{O} な 1 場 所 12

設 け ること。 た だし 当 該 機 械 装 置 \mathcal{O} 部 分 に 設 け る 場 合 に あ 0 7 は 第 兀 条 第 号 7 及 び 口 以 外 \mathcal{O} 部 分

に 限 る。 に定 8 るところに ょ ŋ 設 置 す ることを 要 L な 1

(委任規定)

第 + 条 第 兀 条 か 5 第 九 条 ま で に 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} 0 ほ か、 特 定 駐 車 場 用 泡 消 火 設 備 は、 消 防 庁 長官が 定め る設

置 及 び 維 持 に 関 す Ź 技 術 上 \mathcal{O} 基 準 · に 適 合するもので なけ れ ば なら ない

附

則

この省令は、公布の日から施行する。